

競技注意事項

1. 競技規則について

本大会は、2019年度日本陸上競技連盟競技規則並びに本大会規定によって行う。

2. 競技者の招集について

- (1) 競技者招集場所は雨天練習場に設置する。
- (2) 招集時刻は、その競技開始時刻を基準とし、下記のように定める。

種目	招集開始時刻	招集完了時刻
トラック競技	競技開始 30 分前	競技開始 20 分前
フィールド競技	競技開始 40 分前	競技開始 30 分前

(3) 招集の手順

- ①競技者は招集開始時刻までに招集所に集合し点呼を受ける。その際、ナンバーカード・スパイクピンの長さ(走高跳は12mm以下、その他は9mm以下)・衣類および競技場内への持ち込み物品等の点検を受けた後、係員の誘導に従って入場する。
- ②2種目に出場し、競技時間や招集時間がかさなっている場合は、あらかじめ本人が文書(競技者係備え付け)を添えて申し出ること。(競技者係は、その旨を流しプロに記載し連携を図る)
- ③招集完了時刻に遅れた者は、当該種目を棄権したものととして処理する。
- ④四種競技出場者の招集については以下の要領で行う。
 - *トラック種目:(3)の①に従って、競技者係による通常の点呼を受ける。
 - *フィールド種目:招集開始時刻に現地に集合し点呼を受ける。
- ⑤リレーの招集は、予選・決勝ともに4人そろって点呼を受けること。ただし、他種目とかさなるなどのため、点呼が受けられない場合は、(3)②に従いその旨を事前に申し出て許可をえておくこと。
- ⑥競技への出場をやむを得ず棄権する時は、招集開始時刻までに当該選手の監督がその旨を競技者係に申し出ること。四種競技出場者が途中で棄権する場合は、審判長に申し出ること。
- ⑧審判長がやむを得ないと判断した場合に限り、フィールド競技について競技順を変更して出場することができ。〔競技規則第142条3〕

3. 競技運営について

- (1) トラック競技の走路順、フィールド競技の試技順は、プログラム記載の番号で示す。
- (2) トラック競技の計時は、写真判定(1/100秒)とし、同記録の場合は、より細かく優劣を判定して順位を決定する。(1/1000秒単位で確認するが、2/1000秒以上の差が認められた場合を着差とする)
- (3) トラック競技で、タイムにより次のラウンドの出場者を決める場合、同記録者が出たときは、レーン数が充足する場合は9レーンを用いて次のラウンドを行う。レーン数が不足する場合は、同記録の写真をより細かく優劣を判定して進出者を決める。それでも決められない場合は抽選とする。〔競技規則第167条2〕
- (4) トラック競技のスタートにおいて、「On your marks (位置について)」あるいは「Set (用意)」の合図の後、ある競技者が音声その他の方法で、他の競技者をじゃまするよう場合は不正スタートとみなす。〔競技規則第162条5(c)〕
- (5) スタートについては、「イングリッシュコマンド」とし、1回目に不正スタートした者を失格」とする。尚、混成競技においては、各レースでの不正スタートは1回のみとし、その後に不正スタートした競技者は、すべて失格とする。(競技規則第162条7)
- (6) スタートにおける不適切行為は、競技規則第162条5を適用せず注意にとどめる。
- (7) リレー競技のマーカ―は1カ所とし、競技場備え付けのマーカ―を使用すること。(加古川競技場特別規定)
- (8) リレーチームの編成メンバーは、予選・決勝ともに、リレーまたは他の種目に申し込んでいる競技者であれば出場できる。ただし、少なくとも2人はリレーに申し込んだ競技者であること。〔競技規則第170条10〕
- (9) リレーチームの編成(オーダー用紙提出)は、予選・決勝ともに招集完了時刻1時間前までに記録室に提出する。(競技規則第170条11)
- (10) 短距離走では、競技者安全のため、フィニッシュライン到着後も自分に割り当てられた走路を走ること。
- (11) 競技者に対する助力については、競技規則第144条2を適用するので十分に気をつけること。
- (12) 競技場での競技前の跳躍・投てき練習は、競技役員の指示によって行うこと。
- (13) 助走路が使われるフィールド競技のマーカ―は、2個まで置くことができる。このようなマーカ―が準備されない場合は、粘着テープを使用してもよい。〔競技規則第180条3(a)〕
- (14) サークルから行うフィールド競技では、マーカ―を1つだけ使用することができる。〔競技規則第180条3(b)〕

4. ナンバーカードについて

- (1) ナンバーカードは、ユニホームの胸背部に確実に結着すること。なお、跳躍の競技者は、背部または胸部のみでもよい。〔競技規則第143条7〕

- (2)トラック競技出場者は、腰ナンバーカードをランニングパンツ右側上部やや後方につける。(腰ナンバーカードは招集時に受け取り、競技終了後フィニッシュ地点で返却する)

5. 走高跳におけるバーの上げ方について

種目	性別	練習	競 技			
走高跳	男子	1m45	1m50 ~ 1m85	5 cm ずつ	1m85 以上	3 cm ずつ
	女子	1m25	1m30 ~ 1m45	5 cm ずつ	1m45 以上	3 cm ずつ
四種競技 (走高跳)	男子	1m30	1m35 ~ 1m65	5 cm ずつ	1m65 以上	3 cm ずつ
	女子	1m15	1m20 ~ 1m40	5 cm ずつ	1m40 以上	3 cm ずつ

①走高跳で上記以降の高さは、最後の一人になり優勝が決まるまでは、走高跳は3cmきざみとすべき〔競技規則第181条4〕であるが、本大会規定により棒高跳は、10cmきざみとする。

②第1位および県大会出場権を決定するためのバーの上げ下げは、走高跳は2cm、きざみとする。〔競技規則第181条8(c)〕

6. フィールド種目における計測標準記録について

フィールド競技の決勝において、次の記録に達しない場合は計測しない。

種目	性別	計測ライン
走幅跳	男子	5m20
	女子	4m40
三段跳	男子	11m00
砲丸投	男子	8m00
	女子	9m00
円盤投	男子	20m00
	女子	22m00

7. 用器具について

競技に使用する用器具は、棒高跳用のポール以外はすべて主催者が用意したものを使用しなければならない。また、練習用としても個人の用器具を競技場内に持ち込んで서는ならない。

8. 表彰について

- (1) 入賞者の得点は、1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点とする。
- (2) 男女総合、男子総合、女子総合優勝校に、それぞれ表彰状・優勝杯を、準優勝校に表彰状・準優勝杯を、3位校に表彰状を授与する。
- (3) 各種目1位の選手に表彰状・メダルを、2位、3位の選手に表彰状を授与する。

9. 競技場使用について

- (1) ウォームアップ場は、補助競技場を原則とする。(駐車場・芝生広場での練習は禁止する)
- (2) 本競技場での練習は、許可された時間帯以外は認めない。
- (3) 選手・役員・補助員以外は競技場内に立ち入ることはできない。(応援はすべてスタンドで行うこと)
- (4) 本部前の通行は一切禁止する。(スタンド下通路・場外・バックスタンドのいずれかを利用すること)
- (5) 貴重品の管理は各自で責任を持って行い、ゴミは各校で持って持ち帰ること。(競技場内にゴミ箱は設置していない)
- (6) 競技中に発生した傷害・疾病については、応急処置は主催者で行う。それ以降の処置については、各校の責任において、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めを適用すること。
- (7) 本大会において6位までに入った選手、チームは、第63回県中学校総合体育大会(7/26~27)に出場できるため、資格を得た選手の顧問は、競技会終了後の打ち合わせ会に出席し手続きすること。

10. 写真(ビデオ)撮影について

悪質な写真(ビデオ)の盗撮を未然に防ぎ、子供や選手をこれからの被害を守るために、大会中の撮影許可を下記の場合に限らせてもらいます。

- ①大会運営本部より許可した報道関係者 ②大会出場校の顧問、部員 ③大会出場選手の保護者
※撮影されている方に、上記に該当するか確認させていただく場合があります。